

「第 2 部 第 4 章 地域で学び・働くために」

(案)

第4章 地域で学び・働くために

1 保育・教育

現状と課題

大阪市においては、これまでも障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

国においては、「障害者基本法の改正」「障害者権利条約の批准」「障害者差別解消法の施行」等の法整備が進められる中、教育分野では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が求められています。引き続き、大阪市が従来より進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

幼稚園や保育所では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。幼稚園、保育所では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を進めています。

障がいのある乳幼児の保育所への入所希望は年々増加傾向にあり、障がいの内容、程度も多様化・重度化している傾向があります。また、「発達障害者支援法」の施行、特別支援教育の始まりを受け、発達障がいの認知が広がるにつれ、近年は保育所にも多くの発達障がいのある乳幼児が入所しています。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、小・中学校において障がいのある児童生徒に必要な条件整備に努めています。

高等学校においては、入学者選抜での条件整備を行うことで障がいのある生徒の入学が増えてきています。また、平成18年度入学者選抜から自立支援コースでの知的障がいの

ある生徒の高等学校受け入れを行っています。高等学校での受け入れのあり方については、引き続き検討する必要があります。

課題として、小・中学校の特別支援学級在籍数が年々増加している状況があります。校内における支援体制の整備に努めることや、障がいのある児童生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。

また、市立特別支援学校は平成28年4月より大阪府へ移管しましたが、大阪市の小中学校に対する支援を行う特別支援教育のセンター的な役割について、大阪府と連携し、引き続き取り組む必要があります。

さらに、障がいのある児童生徒の不登校についても喫緊の課題であり、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の構築が必要です。

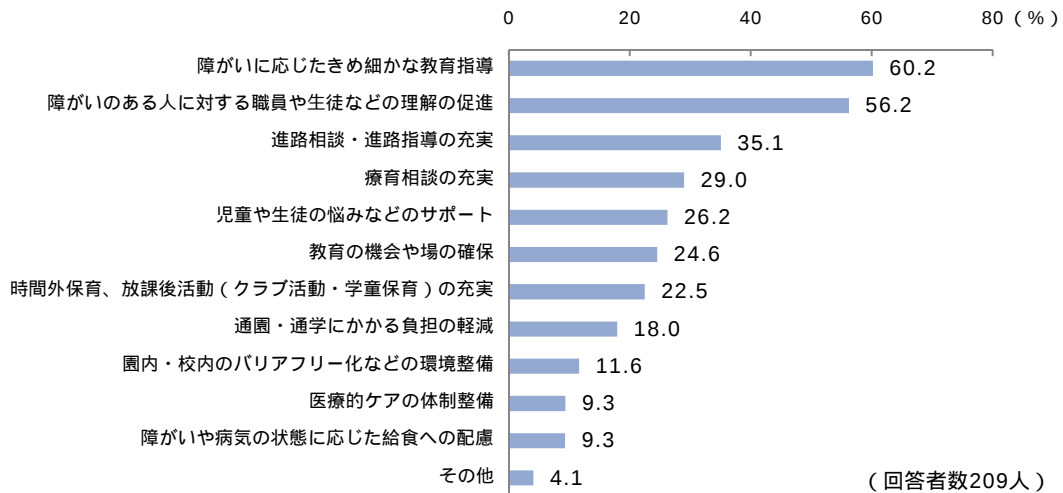
「障害者権利条約」に伴う国際的なインクルーシブ・エデュケーション¹⁷の動向も踏まえつつ、大阪市の特別支援教育においては、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることが基本とした教育・保育の更なる推進と充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

また、本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の構築が必要です。

¹⁷ 障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のことです。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられています。

平成28年度大阪市障がい者等基礎調査結果から

○ 保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】(障がい者本人用調査票)



「障がいに応じたきめ細かな教育指導」が最も多く、一人ひとりのニーズに応じた教育・保育が求められています。また、「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」と続いており、障がいに対する理解の促進が求められています。

(課 題)

就学前教育の充実

ア 幼稚園、保育所における教育・保育内容の充実

イ 教育諸条件の整備・充実

義務教育段階における教育の充実

ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

イ 教育諸条件の整備・充実

後期中等教育段階における教育の充実(高等学校・高等部)

ア 多様な教育の展開

イ 自立に向けた教育内容等の充実

ウ 教育諸条件の整備・充実

生涯学習や相談・支援の充実

ア 生涯学習の機会提供

イ 相談事業・相談活動の充実

ウ 放課後活動等の充実

教職員等の資質の向上

ア 研修の充実

イ 研究活動の活性化

施策の方向性

(1) 就学前教育の充実

ア 幼稚園、保育所における教育・保育内容の充実

- ・ 幼稚園においては、地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育の内容充実を図り、より多くの幼稚園で受入れの促進に努めます。
- ・ 保育所においては、地域社会の中で障がいのある乳幼児と障がいのない乳幼児が共に育ちあう保育を今後とも積極的に推進し、保育内容の充実を図り、受入れの促進に努めます。
- ・ 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、保育所においては障がいのあるこども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、個別支援計画・個別指導計画の内容を保護者と共有し、保育所と家庭が連携しながら支援を進めていきます。
- ・ 幼稚園、保育所ともに、地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- ・ 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、幼稚園・保育所・小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。

- ・ 保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
- ・ 家庭の経済状況にかかわらず、障がいのあるこどもも含めたすべてのこどもたちが生涯にわたり自己実現をめざし、生きる力を培っていくために、幼児教育の無償化に取り組みます。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。
- ・ 幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助者を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

(2) 義務教育段階における教育の充実

ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

- ・ 障がいのあるこどもの就学先を決める際には、小学校がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の小学校で学ぶことを基本として取り組みます。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないように取り組みます。さらに、学校教育全体で障がいのある児童生徒を受けとめるという観点から、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を図ります。
- ・ こどもの生きる力を育むため、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図り、自立に向けて可能性を最大限に伸ばします。具体的には、地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりの

ニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の了解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。

- ・ 障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めていくためには、周囲の人々の理解を進めていくことが必要です。障がいのある人とならぬ人との豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等、共に学び活動する取組をさらに積極的に進めます。

イ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 小・中学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。
- ・ 特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの研修を実施します。加えて、区のマネジメントによる発達障がいサポーターの配置により、発達障がい等の児童生徒の学習支援等にあたるなど、今後も各学校の状況を把握し、ニーズを踏まえ、校内における支援体制整備の充実に努めます。
- ・ 各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります。
- ・ 指導主事および巡回相談アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行い、校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を派遣し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。

- ・ 特別支援学校（府立支援学校）による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁と連携を図ってまいります。
- ・ エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアデイジー教科書等の活用を進めるなど、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- ・ 医療的ケアの必要な障がいのある児童生徒が、安全安心に地域の小・中学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の常時配置を行うなど、本人・保護者の意向を尊重し、教育・福祉・医療の連携を図ります。
- ・ 障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用や旧大阪市立特別支援学校（肢体不自由教育校）に在籍する気管切開により医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない大阪市在住の児童生徒を対象に通学支援事業を実施します。
- ・ 特別支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図ってまいります。

（３）後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

ア 多様な教育の展開

- ・ 義務教育修了後の進路について、多様な選択が可能となるように「知的障がいのある生徒の高等学校への受け入れに係る調査研究」の成果を踏まえて、平成18年度より2校で実施している「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を継続して進めます。また、高等学校での受け入れの拡大については引き続き具体的な検討を継続していきます。

イ 自立に向けた教育内容等の充実

- ・ 自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化を踏まえ一人でも多くの生徒が一般就業につながるよう、ジョブアドバイザーの活用等、職業教育も含め自立に向けた教育の推進を図ります。
- ・ 卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職やトラブルの防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

ウ 教育諸条件の整備・充実

- ・ 高等学校、キャリア教育支援センター等の施設・設備の改善や高等学校における個別の支援が必要な生徒の学習支援等にあたる介助補助員を配置するなど教育諸条件を整備し、その充実を図ります。
- ・ 高等学校では、医療的ケアが必要な生徒に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助補助員を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

(4) 生涯学習や相談・支援の充実

ア 生涯学習の機会提供

- ・ 図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるような整備を進めます。
- ・ 障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講

座・講演会など、学習機会を提供します。

- ・ 読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいにほんご」ページ、障がい者サービスのページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。
- ・ 事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。

イ 相談事業・相談活動の充実

- ・ 移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育のセンター的役割として実施する地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしていまいります。
- ・ こども相談センターでは、教育相談をはじめとした活動の充実を図るとともに他の相談機関や校園・地域社会等とも連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。

ウ 放課後活動等の充実

- ・ 障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取組の充実を図ります。
- ・ 児童いきいき放課後事業に参加しない児童についても、地域での活動に参加できるよう、関係機関、地域社会が連携して取組を進めるよう努めます。
- ・ 中学校、高等学校で学ぶ生徒については、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。
- ・ 放課後等デイサービス事業として、学校通学中の障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童生徒の自立を促進しま

す。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。

（５）教職員等の資質の向上

ア 研修の充実

- ・ すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。
- ・ 一人ひとりのこどもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めるため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。
- ・ すべての幼児教育・保育施設の職員が障がいの特性や合理的配慮、インクルーシブの理念を理解し、こどもや保護者への適切な対応を学ぶなど、研修の充実を図ります。

イ 研究活動の活性化

- ・ 教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのあるこどもへの支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。

2 就業

現状と課題

障がいのある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障がい者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。大阪市職員採用においても障がい者採用の推進に努めてきています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」が平成20年に改正され、「障害者雇用納付金制度」の適用企業の範囲や短時間労働者等の対象が拡大されました。また一方で、障がいのある人の就労意欲の高まりとCSR（企業の社会的責任）の観点から障がい者雇用への取組は拡大され、平成25年4月に続き、平成30年4月に法定雇用率が引き上げられます。また、特例子会社の認定数の増加、平成28年4月には「障害者雇用促進法」の一部改正法が施行され、雇用の分野における差別的取扱いが禁止されたことなどにより、雇用者数は過去最高を更新する増加を続けています。

しかしながら、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要となっています。

障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理のほか、居宅の確保、金銭管理、医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。こうした働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制が必要です。また、障がいの特性や状況に応じた多様な就業支援・就業形態についても求められています。

市内7箇所に設置している障がい者就業・生活支援センターにおいても在職者からの相談が増加しているほか、就職した相談者が長く働き続けるための定着支援に向け、サービス事業者等との連携や日常生活に関する支援体制の充実が必要です。

精神障がいのある人については、「障害者雇用促進法」に基づき、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に加えられ、また、就労にあたっては障がいの特性に応じた合理的配慮

等が求められています。しかし、雇用主側の精神障がいのある人の特性や精神障がいに対する理解が不十分である等の理由から、精神障がいのある人の就労には依然として多くの困難があり、就労支援機関・医療・企業等の更なる連携により就労支援に取り組む必要があります。

発達障がいのある人については、多様なニーズに対応していくため、障がい者就業・生活支援センターを中心として就業支援機関や発達障がい者支援センター（エルムおおさか）、教育機関や就労移行支援事業所等との連携により総合的な就業支援体制を整備することが必要です。

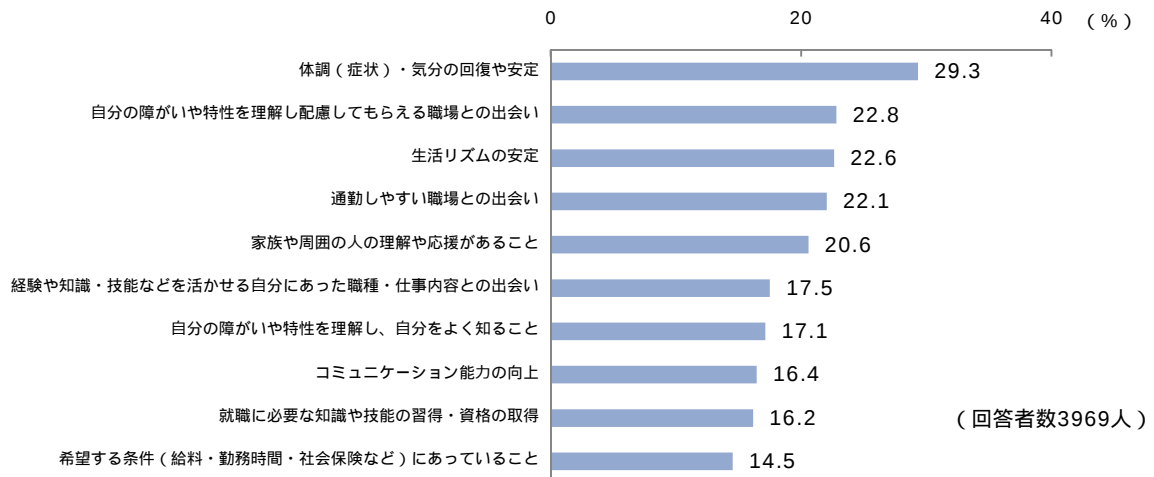
難病患者や中途障がいのある人については、就業や原職復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携し就労支援ネットワークを構築する中で、様々な制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」の施行に伴い、地方公共団体は障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じることが責務として規定され、調達方針を策定・公表して取組を進めています。

平成28年度大阪市障がい者等基礎調査結果から

○ 一般就労につながったこと、必要だと思うこと【複数回答】(障がい者本人用調査票)

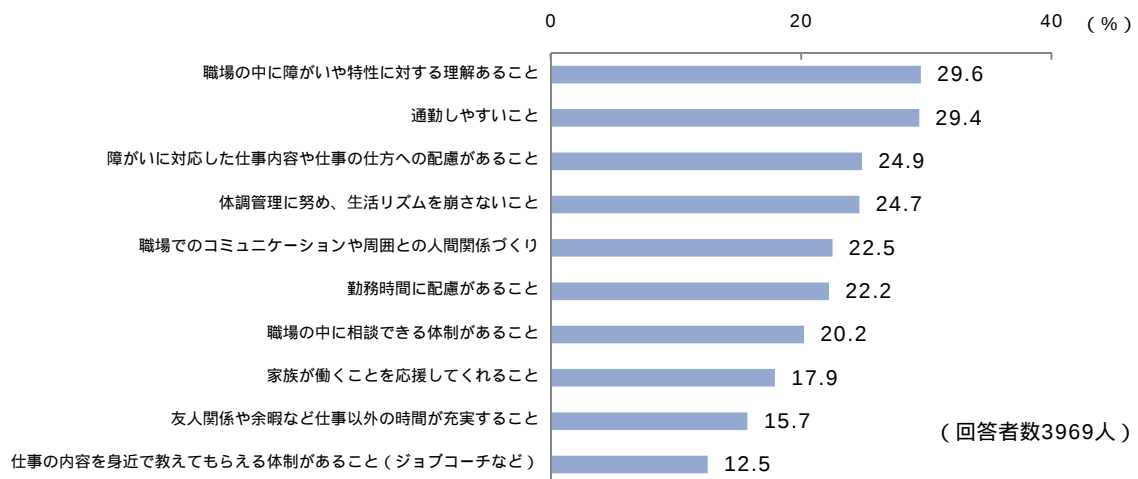
(上位10項目のみ掲載)



「体調(症状)・気分の回復や安定」が最も多く、健康面での支援が求められています。また、障がいに配慮した職場環境、周囲の人の理解、生活面の支援も必要とされています。

○ 働き続けるために必要と思うこと【複数回答】(障がい者本人用調査票)

(上位10項目のみ掲載)



障がいに対して理解のある職場環境、通勤のしやすさ、体調管理や生活面についての回答が多数あり、それらの支援が求められています。

(課 題)

就業の推進

- ア 多様な働く機会の確保
- イ 働く場における合理的配慮の推進
- ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ
- エ 大阪市の事業を活用した雇用創出
- オ 大阪市における障がい者福祉施設等への支援

就業支援のための施策の展開

- ア 地域の就労支援ネットワークの構築
- イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援
- ウ 精神障がいのある人の就業支援
- エ 発達障がいのある人の就業支援
- オ 難病患者の就業支援

福祉施設からの一般就労

- ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化
- イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携
- ウ 委託訓練と障がい者就業・生活支援センターの活用
- エ 就業支援にかかわる支援者の育成

施策の方向性

(1) 就業の推進

ア 多様な働く機会の確保

- ・ 通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。

- ・ 職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。これまでの精神障がい、発達障がいなどに続き、高次脳機能障がい、難病の職業リハビリテーション開発を進めます。
- ・ 企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。
- ・ 介護現場での就労をめざす知的障がいのある人に介護職員養成研修を行い、企業就労に必要な知識や技能を取得し就労自立できるように支援します。

イ 働く場における合理的配慮の推進

- ・ 就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。
- ・ 大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

ウ 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ

- ・ 大阪市における職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していますが、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進し、計画的な採用に努めます。
- ・ 知的障がいのある人の雇用についても、「知的障がい者長期・短期プロジェクト」等の取組をさらに進め、本格的な雇用に向けて検討を行います。

- ・ 精神障がいのある人の雇用については、「障害者雇用促進法」の改正による平成 30 年度からの雇用義務化を踏まえ、知的障がいのある人を対象とした「長期・短期プロジェクト」などこれまでの取組を参考として、就業支援事業と連携しながら、国や他都市等の動向も注視しつつ、検討を進めます。
- ・ 障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。
- ・ 関係団体においても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

エ 大阪市の事業を活用した雇用創出

- ・ 大阪市が発注する一部の庁舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しており、今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。

オ 大阪市における障がい者福祉施設等への支援

- ・ 大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。
- ・ 工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。
- ・ 障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。

(2) 就業支援のための施策の展開

ア 地域の就労支援ネットワークの構築

- ・ ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校・高等学校・専修学校等の教育機関、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。

イ 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

- ・ 就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。

ウ 精神障がいのある人の就業支援

- ・ 精神障がいのある人の就業を促進するため、「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」やジョブコーチ¹⁸支援などを活用し、就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。
- ・ 就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。

¹⁸ 障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のことです。

エ 発達障がいのある人の就業支援

- ・ 発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。
- ・ 発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。

オ 難病患者の就業支援

- ・ 難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。

(3) 福祉施設からの一般就労

ア 就労移行支援事業者等の支援力の強化

- ・ 障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就労移行支援事業者が的確に支援できるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。また、新たに創設された就労定着支援事業の円滑な実施に努めます。
- ・ 障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。
- ・ 併せて、就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。

- ・ また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。

イ 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

- ・ 障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。
- ・ また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ります。

ウ 委託訓練と障がい者就業・生活支援センターの活用

- ・ 福祉施設から一般就労への就業支援策である「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」について、関係機関・関係者に周知し、利用を働きかけます。
- ・ 障がい者就業・生活支援センターでは、委託訓練の受講者募集や訓練先機関の開拓など、障がいのある人の職業能力開発訓練の受講促進を図ります。

エ 就業支援にかかわる支援者の育成

- ・ 障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。